

市の事務執行に対し猛省を促す決議

丹波市地域医療総合支援センター（仮称）及び丹波市立看護専門学校建設工事に関する協定の締結についての議案議決後に、平成28年要望第17号に基づく民生常任委員会の調査によって、同協定に含まれる排水路付替工事が、協定議決前に着工していた事実が判明した。

市当局は、兵庫県病院局から排水路付替工事を先行して着工することについて入札公告前に報告を受け、これを事実上容認しているが、もとより排水路付替工事は議決対象の協定に含まれる工事であり、協定が議決されることによって初めて県と市の負担割合が決まるものであることから、協定議決前の工事着工は、手続上の瑕疵がある。

本件について、結果として議会は排水路付替工事の事前着工を知らされないままに、当該工事を含む協定議案を平成28年9月29日に可決したこととなるが、協定の内容には何ら変更はないことから、本協定は議決によって事実上適法に追認され、遡って瑕疵は治癒されたため、議決は有効であるものと判断した。

本協定議案については平成28年9月5日に提案されており、その時点までに議会側に報告していれば、先行しなければならない工事のみ別途協定（議決不要）を締結するなど、協定書の形態についても検討ができたはずである。

それにも関わらず、議会として可否を判断する議案について、県の入札公告から議決まで本件については報告、協議がまったくないままに、その可決を前提として事前着工したことは、議会を軽視するものであると言わざるを得ない。

市民の命と健康を守る拠点である新県立病院と市地域医療総合支援センター（仮称）等の建設は、多くの市民の期待を担っているだけに、市当局の猛省を促すものである。

併せて、本件に限らず、庁内での調整が不十分なまま議案提案に至った事例が散見する。

議会が意思決定すべき議案に違法性や瑕疵があってはならず、議案の作成に当たっては、十分に庁内で調整を図り、細心の注意を払うよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成29年1月16日

丹波市議会